

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年7月2日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

( [http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html) )

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：ミャンマー 担当：東南アジア・大洋州部  
案件名：農業・農村開発ツーステップローン事業準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）  
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2013年8月上旬～2014年3月下旬

2 参加要件

海外における農業金融に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月8日から2013年7月10日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月8日から2013年7月11日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年7月17日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 7月中旬
- (5) 契約交渉 : 7月下旬

5 業務の目的

ミャンマーは、GDP の約3 割を農業で占め、人口のうち約6 割が農業分野に従事する農業大国であり、農業は経済を支える基盤産業として、その生産動向はミャンマーの経済全体に大きな影響を有している。農村地域の生産活動の活発化及び貧困農民の生計向上がミャンマーの喫緊の課題となっており、農業生産の拡大・多様化及び市場の拡大を図るうえで、農業従事者に対する農業生産及び付加価値向上のための設備投資向け等の資金調達の機会の拡大が必要とされている。

農業従事者に対して中長期資金を供給することにより、農業・農村開発を図ることは、2012年4月に制定された対ミャンマー経済協力方針「国民の生活向上のための支援（少数民族や貧困層支援、農業開発、地域の開発を含む）」に合致する。また、農業・農村開発分野では、「コーカン特別区麻薬対策・貧困削減プロジェクト」（2005年度～2011年度）、「農業普及人材育成計画プロジェクト」（2008年度～2011年度）、「小規模養殖普及による住民の生計向上事業プロジェクト」（2009年度～2013年度）（いずれも技術協力）等を通じた農業人材育成・貧困削減支援の実績がある。

本調査では、ミャンマーの農業・農村開発の中長期資金等に対する潜在需要について調査を実施し、円借款（ツーステップローン）事業に係る妥当性を確認するとともに、同案件形成の情報収集・基礎的分析を目的として行うものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ミャンマー全国（特に、稲作が盛んなバゴー地域西部およびエーヤワディ地域北部、高原地帯での畑作が盛んなシャーン州南部、農業生産及びアグリビジネス の成長が期待される中央乾燥地を主な調査対象地域とする）

(2) 相手国対象機関

ア．金融

- ・財務歳入省予算局
- ・中央銀行

イ．農業・農村開発

- ・農業灌漑省
- ・ミャンマー農業開発銀行
- ・中小企業振興銀行
- ・Myanmar Treasure Bank（旧畜水産銀行）
- ・協同組合銀行
- ・関係国営銀行
- ・市中銀行

(2) 業務内容

ア．関係資料・情報の収集及び分析

- イ．農業・農村開発金融に係る制度調査

- 農業・農村開発金融関連制度（銀行セクター含む）の現状
- 農業・農村開発金融規制・制度的な問題点の分析・対応策の提案
- ウ．農業・農村開発に係る実態調査
  - 農業・農村開発金融（マイクロファイナンス及びインフォーマルな金融取引含む）の実情把握と農業・農村開発支援政策の現状と課題の整理
  - 農業・農村開発の資金制約・需給状況にかかる情報収集
  - 農業機械化及びアグリビジネスにおける資金制約、需給状況
  - 農業・農村開発金融における農民の債務状況
  - 他ドナーの支援状況の確認
- エ．円借款対象事業に係る詳細調査
  - 農業・農村開発の対象スキームの計画策定（借入適格者、融資期間、金利、融資条件、融資金額上限、リボルビングファンドの管理方法等）
  - 仲介金融機関の分析と選定（ミャンマー農業開発銀行（MADB）を仲介金融機関として想定しているものの、その他金融機関の利用の可能性も検討）
  - 対象地域及び融資対象品目の選定
  - モデルケースの特定（円借款を供与した場合、供与後速やかに資金ニーズがあると思われる優良エンドユーザーと資金使途（事業内容）等を特定する）
  - 事業コストの算出

## 7 成果品等

- (1) インセプション・レポート（2013年8月上旬）
- (2) プロGRESS・レポート（2013年9月上旬）
- (3) インテリム・レポート（2013年9月下旬）
- (4) ドラフト・ファイナル・レポート（2013年10月下旬）
- (5) ファイナル・レポート（2014年2月下旬）

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 総括/ツーステップローン事業計画（評価対象予定者）
- 2) 農業・農村開発金融（評価対象予定者）
- 3) 金融機関経営・財務分析（評価対象予定者）
- 4) アグリビジネス/農業機械化
- 5) 農業農村開発/農業経済調査 1
- 6) 農業農村開発/農業経済調査 2
- 7) 環境社会配慮

## 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。